

改正

平成18年7月5日告示第75号

平成22年3月3日告示第28号

平成29年3月30日告示第68号

令和4年3月28日告示第80号

令和8年3月31日告示第52号

観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機を購入し、設置する者に対して、予算の範囲内で観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 次項に規定する生ごみ処理機を市内に設置する者
- (3) 生ごみ処理機をその用途に従い、適切に管理できる者
- (4) 本市の市税を滞納していない者

2 補助の対象となる生ごみ処理機は次に掲げるものとする。

- (1) 生ごみを乾燥させる方式の処理機
- (2) 生ごみを微生物により分解する方式の処理機

3 補助の対象となる生ごみ処理機の数、1世帯につき1基とする。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けて生ごみ処理機を設置した世帯において、当該交付の決定を受けた日から起算して5年を超えた日以後に当該生ごみ処理機を買い替える場合は、補助の対象とすることができる。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、生ごみ処理機の購入金額の2分の1の額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、3万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金を受けようとする者は、当該生ごみ処理機を購入した日から起算して1年を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- （2） 領収書（購入者、購入日、購入金額及び販売店を確認することができるもの）
- （3） カタログ等（処理機の種類、名称、メーカー名及び型式を確認することができるもの）

（補助金の交付決定）

第5条 前条の規定により申請書の提出があったときは、市長はこれを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し、補助金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

（調査又は指導）

第8条 市長は、生ごみ処理機の設置及び管理の状況について、調査又は指導することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱（平成11年4月1日制定）又は豊浜町生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入補助金交付要綱（平成12年4月1日制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年7月5日告示第75号）

この要綱は、平成18年7月5日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月3日告示第28号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日告示第68号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に使用されているこの要綱による改正前の観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱の様式によるものとみなす。

附 則（令和4年3月28日告示第80号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に申請した補助金の交付について適用し、同日前に申請した補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日告示第52号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

観音寺市長 宛て

申請者

住 所

氏 名

〔本人による署名に代えて、記名押印することもできます。〕

生年月日 年 月 日

世帯主名

（世帯主と同一の場合は不要）

電話番号

観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付申請書

次のとおり、生ごみ処理機を購入し、設置しますので、補助金を交付されるよう、観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり、私の住所及び市税の納付状況について市が公簿等により確認することを承諾します。

1 補助申請額	
2 購入金額	
3 購入品名	
4 購入日	年 月 日
5 添付書類	1 領収書（購入者、購入日、購入金額及び販売店を確認することができるもの） 2 カタログ等（処理機の種類、名称、メーカー名及び型式を確認することができるもの）

第 号
年 月 日

様

観音寺市長 印

観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

第 年 月 日
第 号

様

観音寺市長



観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金について、下記の理由により補助金を交付できませんので、観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

(交付できない理由)

観音寺市長 宛て

住 所

氏 名

印

観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付請求書

観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金について、観音寺市生ごみ処理機設置事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

（振込口座）

金融機関名	
支店(所)名	本店 支店 支所 出張所
口座種別	普通 当座
口座番号	
口座名義人（※）	（フリガナ）

※ 振込先は申請者名義の口座を記入してください。